

学校における働き方改革

上富良野町業務改善計画

【第3期】

上富良野町教育委員会

【令和7年3月】

はじめに

○3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化に加え、地球規模で進む気候変動やDX・GXの進展など、社会が加速度的に変化し、先行きが不透明で予測困難な時代が到来しつつあると言われる一方で、深刻さを増す少子化や人口減少が学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしています。

○このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要があります。

○そのため学びの中心となるのが「令和の日本型学校教育」であり、その実現に向け、直接の担い手となる教員には、探究心を持って、自律的に新しい知識や技能を学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められています。

○一方、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態に加え、全国的に教員不足が課題となるなど、学校を巡っては憂慮すべき状況も顕在化しており、教職の魅力向上をさせていくことが喫緊の課題となっています。

○学校における働き方改革により教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要があります。

1 これまでの取組の成果と課題

上富良野町教育委員会では、平成30年10月に「学校における働き方改革上富良野町業務改善計画」を、令和3年4月には「学校における働き方改革上富良野町業務改善計画（第2期）」策定し、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきました。令和5年度末までの取組期間では、北海道アクションプラン（第2期）の取り組みを基本とし、当町の実情に沿った計画の推進を図るため、具体的な取組実施により教職員の業務改善へと繋がるよう取り組んできました。

●本来担うべき業務に専念できる環境の整備

（1）専門スタッフ等の配置の促進

専門スタッフ等の配置促進については、特別支援教育支援員の配置やスクールカウンセラー等の専門スタッフを学校に継続的に配置し、教職員が担う業務の低減に努めてきました。また、全国的な課題となっている不登校児童生徒の増加について、専門的な支援を図るため上富良野町教育支援センターを設立し、専門スタッフ派遣により校内でのカウンセリングを実施するなど、教職員の業務負担軽減だけでなく、児童生徒への支援体制の強化を図ってきました。

(2) ICT を活用した業務の推進

ICT を活用した業務の推進においては、デジタル教科書の一部導入や、教職員用デジタル指導書を導入し、効果的な授業運営と推進するとともに、効率的な指導の実施による業務低減を目指し推進してきました。GIGAスクール構想による一人一台タブレットが導入されていますが、端末の故障や教職員分タブレット未充足等により授業運営に少なからず影響がでており、新たな業務負担となっていることから、次期のGIGAスクール構想に伴うタブレットの更新については、教職員がストレスなく機器を活用した授業運営ができるよう計画を検討するとともに、ICT支援員の設置についても検討していく必要があります。

校務支援システムについては導入より5年が経過することから、教職員の業務低減につながる効果的なシステムの導入について検討していく必要があります。

留守番電話については、全ての小中学校に導入されており、時間外の電話対応等の業務低減に一定の成果は出ていますが、保護者への連絡手段であるメール配信は、各校ごとのシステムに違いがあることから、より効率的な業務改善を図るため、統一的なシステムの導入等について検討が必要です。

(3) コミュニティ・スクールを活用した地域との協働

保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」について、より効果的な活動の推進を図るため、運営会議を定期的な開催による委員と課題共有から、授業支援や学校環境整備等を推進してきました。

しかしながら、円滑に活動を推進するためには、学校と地域を結ぶことができる核となる人材の配置が必要不可欠であり、地域コーディネーターの配置検討が必要となっています。

●部活動指導に関わる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

部活動指導にかかわる負担の軽減については、生徒や担当教職員の健康・安全はもとより、スポーツ医・科学の観点、成長期にある生徒のバランスのとれた生活に配慮する観点から、週当たり2日以上休養日を設けるとともに、1日当たりの活動時間の制限や出場大会の精選等の取組を実施し、見直し・改善に向け取り組んできました。

指導教員へのヒアリングから、平日1日と休日1日の週当たり2日以上休養日を設けるとや、活動時間の制限、大会等の代替休養日の設定については概ね実現できているとの回答が多くでいました。

しかしながら、大会やコンクール等の参加に向けた練習実施については、保護者の大会結果への期待から教職員が練習実施の対応に苦慮する場面も見られたことから、国や道のアクションプランの理解促進が図られるよう周知等の取組が一層重要となっています。

(2) 部活動外部指導者の活用等

部活動の外部指導者について、地域指導者の協力により一定の支援は得られていますが、生徒の安全管理や大会当日の対応等のため部活動顧問も同時に指導していることから、配置によ

る業務負担軽減には繋がっていない状況です。

(3) 複数顧問の効果的な活用

現在、部活動ごとに複数の顧問を配置していますが、競技等に専門的な知識を持たない顧問も多いことから、一部の教職員に負担がかかっており、業務負担軽減には繋がっていない状況です。

(4) 出場大会等の精選

学校では、出場する大会やコンクール等の精選に努めてきていますが、出場の可否を判断する明確な基準が設けられていないことから、出場数など部活動ごとで大きく差が見られる状況です。保護者の経済的負担にも差が生じており、一定の基準の設定など検討が必要となっています。

(5) 学校規模に応じた部活動数の適正化等

少子化により、生徒数の減少が進んでいる中で部活動数の精選が必要となっていますが、既存の部活動は活動を維持することができる生徒数が加入しています。部活動数の適正化については、生徒がスポーツや文化活動等を行う機会が失われないよう、地域部活動や部活動の在り方について検討が必要となっています。

(6) 保護者との連携及び理解促進

全国的に部活動は教職員の大きな負担となっており、町中学校においても同様に負担となっていることから、部活動の在り方について保護者の理解協力は一層重要となっています。今後、国が進める部活動の地域展開について、保護者への理解促進を進める普及活動が必要となっています。

(7) 部活動と地域活動の連携・協力の推進

現在、国では部活動の地域展開の実現に向け、様々な広報活動を実施していますが、地方自治体では部活動を担うことができる人材も少なく、また、費用負担に伴う財源確保など、町においても地域展開の実施に向けた取組は難航している状況です。

部活動の在り方について学校や保護者と協議を進め、地域展開の実現に向け計画的な推進が必要となっています。

●勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) 在校等時間の客観的な把握と活用

教職員の在校等時間について、出退勤管理システムにより客観的に計測・記録するとともに、結果をホームページで公表し、教職員の現状の理解促進を図る取組を推進してきました。

また、結果を校長会・教頭会で共有し、在校等時間の縮減に向け対応を図ってきました。在校等時間については、週 45 時間以下の割合は増加しているものの、目標達成には至っていない状況です。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

ワークライフバランスを意識した働き方の推進を図るため、月 2 回以上の定時退勤日の周知

徹底や、職員会議のペーパーレス化等の効率化を図るとともに、ワークライフバランスの研修等により意識改革を推進するよう取組みを実施してきました。

このような着実な取組から、時間外在校時間について月 45 時間以下の割合が増加しており一定の成果は見られますが、依然、45 時間以上勤務している教職員もいることから、今後も継続的な取組の推進が必要となっています。

(3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

学校において、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職の人事評価の期首期末面談において、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する具体的な目標設定を促し、適切な勤務時間と時間外勤務の縮減に向けた取組みを実施してきました。

働き方改革の推進は、管理職の指導が重要であることから、継続的な取組が必要です。

(4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、学校職員が心身の健康を保持するため、休養を取りやすい環境を整備してきました。今後も継続的に学校閉庁日を設定し、職員が休養をとりやすい環境の整備が必要です。

(5) 働き方改革に関する研修等の実施

校内研修等の実施により、教職員全体に勤務時間を意識した働き方の浸透が図られていますが、在校時間について、職種や役職により偏りが見られるため、継続的な校内研修等の実施が必要です。

(6) 教諭等及び事務職員の標準的な職務の明確化

業務の効率化を図るため、ICT を活用した職員会議の実施等について取組みを進めてきましたが、標準職務の明確化については、校務運営を円滑に図ることができるよう引き続き検討していかねばなりません。

●教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進

学校職員のストレスチェックを実施し、メンタルヘルス対策を推進してきました。また、全ての教職員に健康診断の機会を確保し受診を促進することで、健康管理の徹底を図ってきました。

(2) 調査業務等の見直し

各種調査等について、教職員の事務負担を軽減するため縮減に向け取り組んできましたが、年々調査業務は増加していることから、一層の精選が必要となっています。

(3) 変形労働時間制の導入に向けた検討

変形労働時間制の効果的な活用は進んでおらず、制度の理解促進が進んでいない状況です。引き続き、制度の必要性、実効性の検討と、制度理解の促進を図る必要があります。

(4) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

児童生徒のトラブルについて、各関係機関と連携を図りながら解決に向けた取組みを実施しました。また、要保護児童対策地域協議会と情報共有を図りながら、サポート体制の充実に図つ

てきました。

(5) 学校行事の精選・見直し

全国的な新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学校行事の中止や縮小が余儀なくされていましたが、5類移行後、学校行事は戻りつつあることから、引き続き内容の見直しや精選が図られるよう促していく必要があります。

(6) 学校が作成する計画等の見直し

学校が作成する各種計画について、必要な情報提供や指導助言を実施してきましたが、統合等まで至っていないことから、引き続き検討が必要です。

(7) 教育職員を構成員とした会議等の効率化

教育職員を構成員とする会議等について、勤務時間内に終了するよう開催時間・協議内容を見直してきました。しかしながら、委員の構成から勤務時間外に開催せざるを得ない会議等もあることから、引き続き業務負担軽減を図るため検討を進めていく必要があります。

(8) 連絡対応のデジタル化及び押印の省略等

保護者等との連絡手段について、メール等を活用したデジタル化は図られてきていますが、学校により使用するシステムに違いがあることから、統一的なシステムの導入について検討が必要です。また、押印省略について、各種届出の様式を見直すなど業務負担軽減を図ってきました。引き続き、業務負担の軽減を図るため、事務手続き等の見直しを図っていく必要があります。

2 業務改善計画【第3期】の基本的な方針

(1) 計画の趣旨、取組の方向性

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」です。

働き方改革の理念を実現するため、北海道教育委員会が策定した「北海道アクション・プラン（第3期）」に準拠し、上富良野町立学校における働き方改革業務改善計画（第3期）を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していかなければなりません。

(2) 目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間

【目標】

教育職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

【目指す姿】

教員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進。

【重視する視点】

改革を「自分事」に	ワークライフバランスを意識した働き方改革を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長
「自走」するチーム	未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い・支え合うチームを構築
地域との「協働」	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体化を図り、地域・保護者・教職員参画と熟議でバランスある分担の実現

【重点的に実施する取組】

- 
- ①ICTの活用による校務効率化の推進
 - ②保護者・地域等との連携協働
 - ③部活動休養日の完全実施
 - ④教頭の業務縮減
 - ⑤働き方改革の意識を高める取組の推進
 - ⑥メンタルヘルス対策の推進等

※道教委が別に設定する指標により、目指す姿や重点的な取組の進捗状況を把握する。

【取組期間】

令和6年度から令和8年度までの3年間とし、道教委、町教委、各学校が緊密に連携し・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念。（第4期教育振興基本計画）

(3) 教育委員会及び学校の役割

教育委員会の役割

- ①学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤務する教職員の在校等時間の上限等に関する方針等に基づき、適切に指導する。
- ②学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。
- ③毎年度、学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取

組を実施する。

④特に、教職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

学校の役割

①校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革を明確に位置付け、全教職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。

②校長は、業務改善計画に掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、「Road」や国の「働き方改革事例集」等を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

(4) 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協働しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者・地域住民等の理解を深めるなど、社会全体で認識を共有することが必要である。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、学校運営協議会において議題として取り上げ、保護者・地域住民等とより積極的なコミュニケーションの下で共通認識を図るなど、説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。また、教育委員会においては、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取組について周知を図るとともに、その取組状況を公表する。

(5) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進

教育委員会及び学校は、緊急提言で改めて示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえて、必要性が低下し、習慣的に行われている業務について、業務の優先順位をつける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各主体が関係機関等とも連携しながら、地域や保護者の理解の促進に努める。

【学校・】教師が担う業務に係る3分類

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

(6) SDG sの推進

道では、平成30年(2018年)12月に「北海道SDG s推進ビジョン」を策定し、当該ビジョンに沿って、多様な主体と連携・協働しながら、本道全体でSDG sの推進を図ることとしている。上富良野町立学校における働き方改革推進計画はSDG sのうち、主に以下の目標達成に資することを踏まえ、SDG sの理念との整合に留意して、施策を推進する。

- ①すべての人に健康と福祉を (目標3)
- ②質の高い教育をみんなに (目標4)
- ③働きがいも経済成長も (目標8)
- ④住み続けられるまちづくりを (目標11)
- ⑥パートナーシップで目標を達成しよう (目標17)



3 具体的な取組

● Action 1 校務の効率化と役割分担の推進

(1) ICTの活用による校務効率化の推進

《教育委員会・学校》

・各学校が教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、学校の実態を考慮してICTを積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図る。

《教育委員会》

- ・道教委の取組を参考に、校務の効率化を図るとともに、GIGAスクール構想や学校DXを推進する。
- ・職員の異動により校務のICT環境の変化による業務負担が生じないように努める。
- ・学習系の各システムや校務支援システムについて、将来的な各システム間での相互運用を踏まえた導入を検討する。

《学校》

・上記、教育委員会の取組を踏まえるとともに、会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、クラウド上の教材の教員間での共有、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなど、校務処理の負担軽減を進める。

(2) 保護者・地域等との連携協働

《教育委員会・学校》

・緊急提言で示された業務の3分類を踏まえ、業務の考え方を明確化した上で、地域とも対話を

重ねながら、役割分担や業務の適正化を推進する。

《教育委員会》

- ・保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、学校の業務の実情や働き方改革の各種取組について、積極的な情報提供を行う。
- ・学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」など、地域の実情に応じた効果的な活動を促す。
- ・学校における働き方改革を含む教員を取り巻く環境整備について、積極的に総合教育会議の議題とするなど、首長部局と市教委が一体となって学校における働き方改革の実行性を高める取組を推進する。

《学校》

- ・保護者や地域に対し、学校の実情や勤務時間、休憩時間についての情報と併せて、日頃から、学校の取組などについて幅広く情報発信するなど、情報の共有に努めるとともに、学校の働き方改革の取組状況等について、学校便りやホームページで公表するなどして、保護者や地域に周知する。
- ・学校運営協議会などにおいて、働き方改革を積極的に議題として取り扱うなど、適切にコミュニケーションを図りながら、学校・家庭・地域それぞれの役割を尊重した上で信頼に基づいた対等な関係を構築し、適切な役割分担を進める。

(3) 専門スタッフ等の配置の促進

《教育委員会》

- ・教職員の負担軽減を図るため、専門スタッフ等の配置を促進する。

職	主な業務内容等
特別支援教育指導助手	個別の支援が必要な児童生徒の支援
外国語指導助手	外国語・外国語活動における教員の補助
スクールカウンセラー	児童生徒及び保護者のカウンセリング
学習支援員	通常学級における、教員の補助業務
学校支援員	学校運営に係る補助業務全般
施設管理業務員	学校施設の管理、給食搬入等
スクール・サポート・スタッフ	学校運営スタッフ（道教委派遣）
学習指導員	学習補助（道教委派遣）

(3) 学校給食費の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減

《教育委員会・学校》

- ・国の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」等を参考に、学校給食費の公会計化と併せて徴収・管理等の業務（未納者対応を含む。）を学校の設置者が行うことを検討する。
- ・学校徴収金の徴収・管理を、「学校以外が担うべき業務」として、教育委員会の権限と責任において取組を進めることができるものについて、教育委員会が取り扱うことや、徴収等の業務を教

員が担っている場合には、事務職員が一括して管理すること、口座振替、インターネットバンキングの活用など、教員が関与することがない仕組みを構築するなどの取組を進める。

● Action 2 部活動休養日等の完全実施

(1) 部活動休養日等の完全実施

《教育委員会》

- ・生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。
- ・部活動の活動時間は、平日2時間、休日3時間が原則であることを踏まえ、その趣旨の徹底を図る。
- ・部活動休養日・活動時間の徹底に当たっては、中体連や中文連等の関係団体と連携・協力して取組を進める。

《学校》

- ・方針を踏まえ、学校において策定した活動方針に基づいて設定し、公表した各部活動の休養日及び活動時間等について、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

《教育委員会》

- ・方針を踏まえ、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、学校に部活動指導員の配置の検討を進め、その効果的な活用を促す。
- ・教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえて定めた教育委員会規則等に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

《学校》

- ・学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とする。
- ・特定の教員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減を図る。
- ・部活動の指導、引率等を行う部活動指導員や専門的な技術指導を行う外部指導者を活用するほか、関係機関等との積極的な連携により、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減を図る。
- ・教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえて定めた教育委員会規則等に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

(3) 大会等に係る負担の軽減

《教育委員会》

- ・学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体等に要請する。

《学校》

・部活動休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等を精査する。

(4) 部活動の地域移行（地域展開）

《教育委員会》

・「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」により、公立中学校等の休日の部活動を段階的に地域移行することを基本とし、地域の実情等に応じて可能なものから実現を目指す。

《学校》

・生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して、道教委及び町教委の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

● **Action 3 学校運営体制の見直しなどによる改善**

(1) 教頭の業務縮減

《教育委員会》

・以下の道教委の取組を参考に教頭の業務縮減を図る。

—道教委—

・学校運営の要である副校長・教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。

①学校への調査について、必要性和手法の妥当性を検討するとともに、廃止を含め調査業務の見直しや簡素化などの取組を不断に進める。

②学校に関する業務について、各校長会や教頭会等との意見交換などで把握した要望などを踏まえ、縮小や簡素化を検討する。

③新任の副校長・教頭向けのリスクマネジメントや学校におけるいじめの問題への対応のポイント、学校安全活動の推進など、副校長・教頭の中心的な業務に関するオンデマンド研修資料を作成するなどの支援を行う。

④所属職員への指導を効果的に実施することができるよう、職員の服務や勤務時間の管理におけるオンデマンド研修資料について、内容の充実を図る。

・副校長・教頭の職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら、職の魅力向上に向けた取組を実施する中で、業務負担の軽減策についても検討を進める。

・教職員の勤務管理事務や学校の施設管理、保護者や外部との連絡調整など、副校長・教頭の業務の負担軽減のため、「副校長・教頭マネジメント支援員」を配置し、支援員の活用策や配置方法の検証を行う。

《学校》

- ・校長は、組織的な学校運営を行うに当たり、業務内容や業務分担の見直しを進め、教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備する。

- ・管理職員と一般教員との日頃からの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに、教頭の業務の分散化を図る。

(2) 学校行事の精選・重点化

《教育委員会》

- ・学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域に発信するとともに、学校の取組に必要な支援を行う。

《学校》

- ・それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要なものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図る。

- ・学校行事においては、地域との連携が多く組み込まれている場合があることから、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域へ発信するとともに、学校運営協議会等を通じて共通理解を図る。

- ・カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動について、例えば、理科における野外観察や社会科における見学といった調査活動など、その目標や指導内容から教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含める。

- ・学校行事等の準備・運営について、教員業務支援員等と連携するなど、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、準備の簡素化、省力化等を進める。

(3) 適切な教育課程の編成・実施

《教育委員会》

- ・標準授業時数を大きく上回った（年間1,086単位時間以上）教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行う。

《学校》

- ・各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントする。

- ・授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫する。

(4) 適切な勤務時間の管理等

《教育委員会》

- ・各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間

を確保するよう指導・助言を行う。

- ・各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うよう指導・助言を行う。
- ・教職員の健康及び福祉を確保するため、終業から始業までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保するよう促す。

《学校》

- ・校長は、職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定する。
- ・校長は、休憩時間には職員会議を開催しないなど、職員が勤務時間の途中で休憩時間を適切に確保することができるよう取り組む。

(5) 「チーム学校」としての取組の推進

《学校》

- ・「Road」を引き続き活用し、改革を推進する「コアチーム」を設置する際には、学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮する。
- ・コアチームが中心となり、職員を対象にアンケートや客観的なデータをまとめ、働き方改革における自校の課題を全職員で共有するとともに、話し合いの場を設け、職員間のコミュニケーションを図る。
- ・明らかになった課題の改善に向けて改革を進めるに当たり、長期的な計画だけでなく、小さな変化や成果を実感できるように短期間ですぐに取り掛かれる目標を設定するなど、働き方改革の機運を高める。
- ・校長はコアチームと連携し、自校の働き方改革の進捗状況をチェックリストにより把握し、分析するとともに、フィードバックにより学校教育目標を実現するために、経営方針の中に位置付けた働き方改革を見直し、短期・中期的改革に取り組む。
- ・国の「働き方改革事例集」や他県等の好事例を参考にし、学校の実情に応じて活用できるものは積極的に取り入れるなど、改革を推進する。

(6) 若手教員への支援

《学校》

- ・若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援する。

(7) 学校の組織運営に関する見直し

《教育委員会》

- ・学校に組織体制の見直しを促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。

《学校》

・設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を図る。

● Action 4 意識の変容を促す取組

(1) 働き方改革の意識を高める取組の推進

《教育委員会》

- ・これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進める。
- ・学校訪問の際に、働き方改革を進める上でPDCAサイクルを機能させることの重要性を繰り返し指導する。
- ・働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職員の人事評価に反映する。
- ・管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図る。

《学校》

- ・校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な目標を設定する。
- ・校長は在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、ストレスチェックを活用し、「働きやすさ」や「働きがい」の意識の変化を把握するなど、学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方改革を進める。
- ・管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する共通理解を図るとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図る。特に、継続して上限時間を超える職員には当該職員の業務全体を把握し、業務の見直しや優先順位等を指示するほか、他の職員による支援や業務の担当者変更等を検討するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促す。
- ・時間外在校等時間が80時間を超える職員又は直近2～6か月間のいずれかの平均で80時間を超える職員については、産業医等による面接指導を受けるように、管理職からの指導を徹底するとともに、その結果を踏まえて業務改善を行う。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

《学校》

・学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に合わせて、次の取組を進める。

①月2回以上の定時退勤日の実施

②年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施

③15日以上の年次有給休暇の取得促進

- ・保護者の理解を得た上で、1週間のうち平日1日は、児童生徒の一斉下校時刻を設定したり、部活動休養日と併せた定時退勤日を設定するなど、定時退勤の徹底を図る。
- ・管理職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。
- ・管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動する。
- ・管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

(3) 働き方改革に関する研修の実施

《教育委員会》

- ・働き方改革に関する研修を計画する。

《学校》

- ・業務の改善・見直しなど、働き方改革に関する校内研修を計画する。

(4) これまでの取組の着実な推進

ア 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

《教育委員会・学校》

- ・心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、教職員が休養を取りやすい環境を整備する。

イ 在校時間の客観的な計測・記録と公表

《教育委員会・学校》

- ・「出退勤管理システム」などのICTやタイムカード等を活用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録する。なお、校外において職務に従事している時間については、出張に係る復命書や部活動の引率業務に係る活動記録等など、できる限り客観的な方法により把握・記録するよう努める。また、市教委は教育職員の在校等時間等を適宜、公表する。
- ・校長会議などにおいて、各学校の勤務状況のデータを共有することなどにより、自校の状況の客観的な把握や意識の共有を促す。

《学校》

- ・校長は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進めるとともに、在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用し、適切な指導を行う。

● Action 5 学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進等

《教育委員会》

- ・労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックの実施を図るなど、所管する学校の職員のメンタルヘルス対策を推進する。

《学校》

- ・校長は、職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき衛生管理者や衛生推進者を選任するなど、労働安全衛生管理体制を確立するとともに、過重労働となる職員がいる場合は産業医等に報告する。
- ・校長は、時間外在校等時間等が一定時間を超えた職員に対し、産業医等による面接指導を実施する。
- ・校長は、ストレスチェックを活用し、学校の実情や職員個々の実態を踏まえ、職員のメンタルヘルス対策に取り組む。

(2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

《教育委員会》

- ・学校のみでは解決が難しい課題への対応を支援するため、スクールロイヤーの活用を含め、学校運営を支援する体制を整備する。
- ・学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や福祉部局との連携体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化する。

(3) 調査業務等の見直し

《教育委員会》

- ・下記の道教委の取組を参考に、調査業務や文書事務の縮減を図る。

—道教委—

- ・各種調査や事業、事務手続などについては、状況の変化なども踏まえ、その必要性や手法の妥当性の観点からの精選を引き続き行うとともに、学校現場の意見を的確に捉えながら、更なる見直し、簡素化を進める。
- ・学校を対象として行う調査は、その必要性や効果を十分検討した上で、原則として、北海道電子自治体共同システムの簡易申請機能を活用し、WEB上で回答できる形式で実施するよう努める。
- ・調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮する。
- ・国や各種団体等から発出される文書を精査し、学校で共有する必要がないものは学校に送付しないなど、文書関連業務の縮減を図る。
- ・各種通達や通知などの情報を一元管理し、学校が必要な情報を閲覧できるよう、学校からアクセス可能なクラウド上の共有サービスの活用などを検討する。
- ・学校における調査研究事業について、その必要性を精査するとともに、教員の業務負担に配慮し、研究テーマの精選や書類の簡素化、報告書の形式を含めた成果発表の在り方等についての必要な見直しを行う。
- ・各種団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動の案内等の家庭向け配布物について、当該団体に対し、学校の負担軽減に向けた協力を要請する。

(4) 研修・会議の精選・見直し

《教育委員会》

- ・教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知等を踏まえながら精選を検討する。
- ・定例的に実施している校長会議をはじめとした諸会議については、その必要性の面から改めて見直しを行い、廃止も含めて更なる精選を行う。
- ・特に情報の伝達や共有を主な目的とした会議については、オンラインでの開催を徹底する。

(5) 学校が作成する計画等の見直し

《教育委員会》

- ・各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- ・学校単位で作成する計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成するよう指導・助言を行う。
- ・各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。
- ・学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル（ひな形）を提示する。

(6) 教諭等及び事務職員などの標準職務の明確化等

《教育委員会》

- ・教諭等、養護教諭、栄養教諭及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例について学校管理規則等で定め、業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に自主的・主体的に校務運営に参画できる環境整備に努める。
- ・事務職員の主体的な学校運営への参画、学校事務の一層の効率化や充実が図られるよう、地域や学校の実情に応じて、学校事務の共同実施の効果的な在り方を検討する。

(7) 勤務時間外における電話対応の見直しの促進

《教育委員会》

- ・学校と連携し、緊急時の連絡方法を確保するとともに、保護者や地域住民に対し、改めて働き方改革の必要性と意義を発信し、学校への勤務時間外の電話連絡等を控えるよう理解・協力を得る取組を推進する。

● 学校における働き方改革の推進にあたっての留意事項

- (1) この計画に掲げる時間外在校等時間の上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務す

ることを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。

- (2) 在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録、又は記録させることがあってはならないこと。
- (4) 業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないこと。業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の縮減に向けた取組を進める。